

議案第166号

川崎市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年11月25日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

川崎市特定公共賃貸住宅条例（平成5年川崎市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「連帯保証人の連署する」を削る。

第18条第3項を同条第4項とし、同条第2項ただし書中「又は」を「、」に改め、「額」の次に「その他の特定公共賃貸住宅の使用に関し生じた本市に対する債務」を加え、同項の次に次の1項を加える。

3 敷金の額が前項ただし書の規定により控除する額に足りない場合は、使用者は、直ちにその不足額を納付しなければならない。

第21条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（使用者等の保管義務等）」を付し、同条第4項を削り、同条第5項を同条第4項とし、同条の次に次の1条を加える。

第21条の2 使用者等は、周辺の環境を乱し、又は他の使用者等若しくは周辺の住民に迷惑を及ぼす行為（以下「迷惑行為」という。）をしてはならない。

2 市長は、使用者等が迷惑行為のうち規則で定めるものを行った場合におい

て、特定公共賃貸住宅の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、その行為に関し是正、中止その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第26条第1項中「第6号」の次に「及び第7号」を加え、同項ただし書中「第7号」を「第8号」に改め、同項第5号中「第21条及び第22条の規定その他」を削り、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 第21条の2第2項の規定による勧告に従わないとき。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例第11条第1項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に特定公共賃貸住宅の使用予定者と決定された者について適用し、同日前に特定公共賃貸住宅の使用予定者と決定された者については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

使用予定者と決定された者が提出する請書への連帯保証人の連署を廃止すること、迷惑行為に係る勧告制度を新設すること等のため、この条例を制定するものである。